特効

によつて種々
し又能く光澤
び裝飾を去る
防含又鱗書を
り

商店

富次郎
二號地
(電花)四九八番

利息割合

當座預金(百圓に付)一日壹錢
小口當座預金(百圓に付)一日壹錢四厘
(小口當座預金は一日五圓以上)
(如何程にても)

(一)年五分
(一)年五分五厘
(一)年六分

東京市日本橋區新右衛門町十六番地
東京本店
(電話)本局百二十九番○本局百三十番
(營業時間中支配人用本局四百廿番)
東京市深川區佐賀町一丁目三十二番地
深川出張所
(電話)淺花五百七十二番

明治卅年三月

名二
社三井銀行

定期
預り金利息割合(電話本局二百三十八番)
(壹ケ年)年五分五厘
(六ケ月)年五分
百圓ニ付日歩一錢三厘
通知預座
同 上日歩一錢五厘

東京市日本橋區檜物町十四番地
合資會社
川崎銀行

新報

明治三十年四月廿八日 水曜日
舊暦丁酉三月廿七日 (丙、辰)
日出 午前五時五十四分
日入 午後六時二十三分
月出 午前二時四十五分
月入 午後三時十五分
潮汐 午前二時十五分 午後三時十六分
西暦一千八百九十七年 百十八日目
年始より年末まで 二百四十七日

社説

大學の始末

文部省部内の更迭に大學の教員輩が關係して紛紜を釀すが如き學者の本分にあるまじきみどにして以ての外の擧動なり我輩の斷然排斥する所なれども其原因を尋ぬれば年來の事情自から偶然ならざるものあるが如し抑も學問技藝は獨立の事にして時の政府の力なぞにて左右す可きものに非ず而して高尚の學藝を授け又その蘊奥を研究して發達進歩に益するは即ち大學の任務なれば國家の爲めに其獨立の必要は勿論にして一般に希望する所なれども從來の有樣を見れば政府は大學を自家の私有物と心得て恰も官吏の養成所と爲したるの觀なきに非ず即ち教員の如きは夫れ〳〵官等を付して官吏同樣に待遇し又その卒業生には官吏に任用の特權を與へて一般の學生に區別したるなど其意向の所在は自から知るに難からず左れば其教員たるものも學者の本分を忘れ官吏を以て自から居るの有樣を呈しなるも理ならぬ次第にして教員既に斯くの如くなれば其門下生たるものも亦自から然らざるを得ず其氣品自から低くして卒業の暨が官途の出身を唯一の目的とし續々入門して官庭に翱翔したるは政府の部内に大學派なぞと云ふ稱呼を生じて一種の團結を成したるにても知る可し其職を求むるが爲めに官に入ると然らざるとは銘々の自由にして差支なけれども兎に角に大學の全體が純然たる官風を帶び悟も俗政府の出店と爲りて其間に自から俗臭の屋さは實際の事實なり文部内の更迭談なぞにも出店の俗輩が云々するが如き畢竟右の事情より生じたる必然の結果にして今更ら怪しむに足らざれども斯くの如きは學問獨立の道に非ず國家の爲めに謀りて斷じて取らざる所なれば大學は眞實學問技藝專門の學校として獨立せしむるみを必要なる可し本來獨立とあれば自から其本金を具へて維持法の如きも全く政府の手を離るゝみど肝要なれども目下の實際に其邊まで斷行は尚は容易ならずとあれば經濟の一點は從來のまゝとして姑らく他日を期し其組織に一變を加へて校長教員を政府にて銓任するみとを止めにして大學内の事は一切その自治に一任せしむ可し眞成の獨立には非ざれども自から其端を開くものにして斯くの如くすることは教員の輩も自から學者の分に安んじて政府の關係を離るゝと共に校内一般の氣風も隨て一新するみとならん大學の輩も學問獨立の必要を認めて其本分を盡さんとならば今回の如き俗事に頓着するみとを止めて大學獨立の端緒を開くみとに盡力す可し若しも然らざるに於ては遂す〳〵學者の品位を損すると共に大學の信用もいよ〳〵地に落ちざるを得ず大學の存亡は我輩の關せざる所なれども學問獨立の一事に至りては默々に付するを得ず一言敢て勸告する所なり

扨又文部省の一方は如何と云ふに本來政府が學問技藝の事に干渉するは大間違ひにして是れまでは全く餘計のお世話を演じたるみとなれば大學その他高等專門の學校の如きは只會計上の世話に止め一切手を離して其自由に一任せしむ可し斯くの如くするときは文部省の仕事は皆無と爲りて無用の長物に歸す可し或は廢止するも差支なきが如くなれども普通教育即ち小學校の事は本來政府に於て干渉すべき性質のものなれば國家事業として大に其實を擧げんとするには政府の力を要す可きものの筈だ少なからざるのみか其他教育上に視る可きものの尚は多々なれば眞實責任を盡さしめんとするには自から之を存するの必要ある可し我輩は敢て遽に其廢止を唱へず只餘計の事を止めにして充分に其本題を全うせんみとを望むのみ

露兵傭聘の議に就て

朝鮮政府にては今度露國の士官兵卒合せて百六十餘名を傭聘するの契約を結ぶの議を生じて既に決したりとも云ひ又は未だ下京城には兵隊訓練の爲めに傭聘したる露國の士官二十名はいまもあるよし果して實際の必要とあれば其二十名を增して何名と爲すも差支なきが如くなれども訓練の教師に百六十餘の多數を聘して然かも各地方にまで分遣す可しとは如何なる必要あるや既に日露協商の議定書には外國人を雇ひ入れて云々の條件あるに斯る

多數の外國兵を傭聘するは穏當の處置とは認む可らざるに似たり尤も右の議には彼の政府の都内にも反對の說あるよしなれば果して行はるゝや否や知る可らず或はいよ〳〵議決して契約を結ばんとするも露國政府に於て果して承諾するや否や是れ又知る可らず抑も朝鮮政府に於て斯る議を生ずるに至りし其内情は自から他國の事に關して推測の限りに非ざれば姑く擱き若しもいよ〳〵議決して露國に照會するに至らんか日露の間には協商の條約ありて朝鮮軍隊の組織に就ては外援に藉らずして云々の明文も存するみとなれば或は他の見解に於て訓練の爲めに軍人を假すは其明文に差支なしと認むるも協商本來の精神より一應は日本政府の代表者に照會して同意を求むるみを事の躰を得たるものなる可し如何となれば彼の協商の公文に明記したる個條は僅々數項に過ぎざれども何れも双方和親の精神に出たるものにして殊に其末文には尚は一層精密詳細の定義を要するか又は後日に至り商議を要す可き事項の生じたるときは友誼的に妥協すべし云々と規定したるみとなれば若しも今回の如き事柄にして一方の承諾なしに行はるゝみとあらんには協商の精神は遂に求む可らざるに至るの恐れなきに非ざればなり我輩は本來彼の公文に重きを置かざるものなれども既に其明文の存する限り又双方友誼の繼續する限りは其精神に從て事を處理するの必要を認めざるを得ず備聘云々果して事實ならんには我輩は外交の當局者が此間に處して協商の精神を全うせんみとを希望するものなり

○米布合併問題

布哇政府を代表して米國に渡航し米布合併に就て運動中なるスミス氏は先頃米國駐在の布哇公使ハッチ氏と共に國務卿シャーマン氏を訪問し合併論者の論旨を述べ米布合併後米國政府が布哇の公債を負擔す可しとの說は全く虚妄にして布哇政府の財政は充分餘裕ありて二三年内には公債を償還し了るの計畫あれば決して米國政府に迷惑を加へざる由を陳したるがシャーマン氏は之に對して別に何等の意見も與へざりしと云ふ然るに元老院に於て有力なるチャンドラー氏は熱心なる合併論者にして自から合併運動の主動者たるや否やは知る可らざるも合併論の爲には充分盡力す可き旨を明言し現政府は此問題に就て必ず相當の處置を施し米國人民も多くは之に賛成を表す可しと云ひしとなり

○米國の關稅改正と加奈陀政府

モントリール發の近信に據るに米國關稅改正の報加奈陀に達するや同地の人民は其實施後に被むる損害の非常なるを豫想し熱心之に反對を表し政府も之に對して報復策を施さんとて其準備中なりと云ふ今現總理大臣ローリャー氏の機關新聞が此問題に就て論ぜる所を聞くに米國にて目今對議中の關稅は加奈陀に對して驚駭を築くと同じく加奈陀の產物は向後米國の市場に入る能はざる可し米國と貿易上の關係を增進するは加奈陀年來の希望なるが彼にして加奈陀の產物を排斥するの策を施す以上は我に於ても自から之に處するの道あり固より米國を苦しめんが爲に自國の利益に反する策を施すは愚なれども米國にして既に加奈陀と通商をなすの意なき以上は加奈陀も敢て米國貿易に繁々せず自國の產業を增進し消費者の利益を保護するが爲に米國以外に物產の販路を得ず其結に適當の如き誠に適當の價格にても千八百圓は各地方の商工會に於て斯る議を生ずるに至りし其内情は自から他國の事に關して推測の限りに非ざれば姑く擱き若しもいよ〳〵議決して露國に照會するに至らんか日露の間には協商の條約ありて朝鮮軍隊の組織に就ては外援に藉らずして云々の明文も存するみとなれば或は他の見解に於て訓練の爲めに軍人を假すは其明文に差支なしと認むるも協商本來の精神より一應は日本政府の代表者に照會して同意を求むるみを事の躰を得たるものなる可し如何となれば彼の協商の公文に明記したる個條は僅々數項に過ぎざれども何れも双方和親の精神に出たるものにして殊に其末文には尚は一層精密詳細の定義を要するか又は後日に至り商議を要す可き事項の生じたるときは友誼的に妥協すべし云々と規定したるみとなれば若しも今回の如き事柄にして一方の承諾なしに行はるゝみとあらんには協商の精神は遂に求む可らざるに至るの恐れなきに非ざればなり我輩は本來彼の公文に重きを置かざるものなれども既に其明文の存する限り又双方友誼の繼續する限りは其精神に從て事を處理するの必要を認めざるを得ず備聘云々果して事實ならんには我輩は外交の當局者が此間に處して協商の精神を全うせんみとを希望するものなり

○米布合併問題

布哇政府を代表して米國に渡航し米布合併に就て運動中なるスミス氏は先頃米國駐在の布哇公使ハッチ氏と共に國務卿シャーマン氏を訪問し合併論者の論旨を述べ米布合併後米國政府が布哇の公債を負擔す可しとの說は全く虚妄にして布哇政府の財政は充分餘裕ありて二三年内には公債を償還し了るの計畫あれば決して米國政府に迷惑を加へざる由を陳したるがシャーマン氏は之に對して別に何等の意見も與へざりしと云ふ然るに元老院に於て有力なるチャンドラー氏は熱心なる合併論者にして自から合併運動の主動者たるや否やは知る可らざるも合併論の爲には充分盡力す可き旨を明言し現政府は此問題に就て必ず相當の處置を施し米國人民も多くは之に賛成を表す可しと云ひしとなり

○米國の關稅改正と加奈陀政府

モントリール發の近信に據るに米國關稅改正の報加奈陀に達するや同地の人民は其實施後に被むる損害の非常なるを豫想し熱心之に反對を表し政府も之に對して報復策を施さんとて其準備中なりと云ふ今現總理大臣ローリャー氏の機關新聞が此問題に就て論ぜる所を聞くに米國にて目今對議中の關稅は加奈陀に對して驚駭を築くと同じく加奈陀の產物は向後米國の市場に入る能はざる可し米國と貿易上の關係を增進するは加奈陀年來の希望なるが彼にして加奈陀の產物を排斥するの策を施す以上は我に於ても自から之に處するの道あり固より米國を苦しめんが爲に自國の利益に反する策を施すは愚なれども米國にして既に加奈陀と通商をなすの意なき以上は加奈陀も敢て米國貿易に繁々せず自國の產業を增進し消費者の利益を保護するが爲に米國以外に物產の販路を得ず其結に適當の如き誠に適當の價格にても千八百圓は各地方の商工會に於て斯る議を生ずるに至りし其内情は自から他國の事に關して推測の限りに非ざれば姑く擱き若しもいよ〳〵議決して露國に照會するに至らんか日露の間には協商の條約ありて朝鮮軍隊の組織に就ては外援に藉らずして云々の明文も存するみとなれば或は他の見解に於て訓練の爲めに軍人を假すは其明文に差支なしと認むるも協商本來の精神より一應は日本政府の代表者に照會して同意を求むるみを事の躰を得たるものなる可し如何となれば彼の協商の公文に明記したる個條は僅々數項に過ぎざれども何れも双方和親の精神に出たるものにして殊に其末文には尚は一層精密詳細の定義を要するか又は後日に至り商議を要す可き事項の生じたるときは友誼的に妥協すべし云々と規定したるみとなれば若しも今回の如き事柄にして一方の承諾なしに行はるゝみとあらんには協商の精神は遂に求む可らざるに至るの恐れなきに非ざればなり我輩は本來彼の公文に重きを置かざるものなれども既に其明文の存する限り又双方友誼の繼續する限りは其精神に從て事を處理するの必要を認めざるを得ず備聘云々果して事實ならんには我輩は外交の當局者が此間に處して協商の精神を全うせんみとを希望するものなり

○生絲直輸出

以て公布せり其法

○諸勅令の公布せり

動令第百六號 帝國大學令
同第百七號 大學令
同第百八號 文部省官制
同第百九號 明治二十年勅令第百十號
同第百十號 帝國師範學校令
同第百十一號 帝國師範學校令
同第百十二號 文部省官制
同第百十三號 高等學校令
同第百十四號 帝國大學令
同第百十五號 陸軍軍法會議
同第百十六號 陸軍軍法會議
同第百十七號 明治二十年勅令第百十號
同第百十八號 明治二十年勅令第百十號
同第百十九號 明治二十年勅令第百十號
同第百二十號 明治二十年勅令第百十號
同第百二十一號 明治二十年勅令第百十號
同第百二十二號 明治二十年勅令第百十號
同第百二十三號 明治二十年勅令第百十號
同第百二十四號 明治二十年勅令第百十號
同第百二十五號 明治二十年勅令第百十號
同第百二十六號 明治二十年勅令第百十號
同第百二十七號 明治二十年勅令第百十號
同第百二十八號 明治二十年勅令第百十號
同第百二十九號 明治二十年勅令第百十號
同第百三十號 明治二十年勅令第百十號
同第百三十一號 明治二十年勅令第百十號
同第百三十二號 明治二十年勅令第百十號
同第百三十三號 明治二十年勅令第百十號
同第百三十四號 明治二十年勅令第百十號
同第百三十五號 明治二十年勅令第百十號
同第百三十六號 明治二十年勅令第百十號
同第百三十七號 明治二十年勅令第百十號
同第百三十八號 明治二十年勅令第百十號
同第百三十九號 明治二十年勅令第百十號
同第百四十號 明治二十年勅令第百十號
同第百四十一號 明治二十年勅令第百十號
同第百四十二號 明治二十年勅令第百十號
同第百四十三號 明治二十年勅令第百十號
同第百四十四號 明治二十年勅令第百十號
同第百四十五號 明治二十年勅令第百十號
同第百四十六號 明治二十年勅令第百十號
同第百四十七號 明治二十年勅令第百十號
同第百四十八號 明治二十年勅令第百十號
同第百四十九號 明治二十年勅令第百十號
同第百五十號 明治二十年勅令第百十號
同第百五十一號 明治二十年勅令第百十號
同第百五十二號 明治二十年勅令第百十號
同第百五十三號 明治二十年勅令第百十號
同第百五十四號 明治二十年勅令第百十號
同第百五十五號 明治二十年勅令第百十號
同第百五十六號 明治二十年勅令第百十號
同第百五十七號 明治二十年勅令第百十號
同第百五十八號 明治二十年勅令第百十號
同第百五十九號 明治二十年勅令第百十號
同第百六十號 明治二十年勅令第百十號
同第百六十一號 明治二十年勅令第百十號
同第百六十二號 明治二十年勅令第百十號
同第百六十三號 明治二十年勅令第百十號
同第百六十四號 明治二十年勅令第百十號
同第百六十五號 明治二十年勅令第百十號
同第百六十六號 明治二十年勅令第百十號
同第百六十七號 明治二十年勅令第百十號
同第百六十八號 明治二十年勅令第百十號
同第百六十九號 明治二十年勅令第百十號
同第百七十號 明治二十年勅令第百十號
同第百七十一號 明治二十年勅令第百十號
同第百七十二號 明治二十年勅令第百十號
同第百七十三號 明治二十年勅令第百十號
同第百七十四號 明治二十年勅令第百十號
同第百七十五號 明治二十年勅令第百十號
同第百七十六號 明治二十年勅令第百十號
同第百七十七號 明治二十年勅令第百十號
同第百七十八號 明治二十年勅令第百十號
同第百七十九號 明治二十年勅令第百十號
同第百八十號 明治二十年勅令第百十號
同第百八十一號 明治二十年勅令第百十號
同第百八十二號 明治二十年勅令第百十號
同第百八十三號 明治二十年勅令第百十號
同第百八十四號 明治二十年勅令第百十號
同第百八十五號 明治二十年勅令第百十號
同第百八十六號 明治二十年勅令第百十號
同第百八十七號 明治二十年勅令第百十號
同第百八十八號 明治二十年勅令第百十號
同第百八十九號 明治二十年勅令第百十號
同第百九十號 明治二十年勅令第百十號
同第百九十一號 明治二十年勅令第百十號
同第百九十二號 明治二十年勅令第百十號
同第百九十三號 明治二十年勅令第百十號
同第百九十四號 明治二十年勅令第百十號
同第百九十五號 明治二十年勅令第百十號
同第百九十六號 明治二十年勅令第百十號
同第百九十七號 明治二十年勅令第百十號
同第百九十八號 明治二十年勅令第百十號
同第百九